

許認可事務の名称	根拠法令名	根拠条文	標準処理期間	担当課	審査基準・処分基準	参考条文1	参考条文2	参考条文3	参考条文4
1 三徳山休憩舎の使用の許可	三徳山休憩舎の設置及び管理に関する条例	第4条	申請のあった日から15日以内	企画観光課	三徳山休憩舎の設置及び管理に関する条例第4条第3項各号に該当しないことを基準とする。	(使用の許可) 第4条 休憩舎を使用しようとする者で、その使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。 (1) 休憩舎内の待合室を独占して使用する場合 (2) 設備を設ける場合 (3) 物品の販売その他営利を目的とする場合 (4) 募金活動、署名運動その他これらに類する行為をする場合 2 町長は、前項の許可を与える場合において、管理上必要な条件を付することができる。	3 町長は、第1項の許可に係る行為が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の許可をしないことができる。 (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。 (2) 休憩舎の設備を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。 (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。		
2 展示施設の利用料の減免	三朝町多目的展示施設の設置及び管理に関する条例	第13条	申請のあった日から7日以内	企画観光課	三朝町多目的展示施設の設置及び管理に関する条例第13条に規定する「特別の理由があるとき」を基準とする。	(利用料の減免) 第13条 指定管理者は、特別の理由があるときは、あらかじめ町長の承認を得て定める基準に従い、利用料を減免することができる。			
3 三朝温泉多目的駐車場の利用料金の減免	三朝温泉多目的駐車場の設置及び管理に関する条例	第19条	申請のあった日から7日以内	企画観光課		(利用料金の減免) 第19条 指定管理者は、あらかじめ町長の承認を受けて定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。			
4 ふるさと健康むらの利用料の減免	三朝町ふるさと健康むらの設置及び管理に関する条例	第11条	申請のあった日から7日以内	企画観光課	三朝町ふるさと健康むらの利用料の減免については、三朝町ふるさと健康むらの設置及び管理に関する条例第11条第2項の「公益上その他特別の理由により必要があると認めるもの」を基準とする。	(利用料の減免) 第11条 指定管理者は、あらかじめ町長が定める基準に従い、利用料を減額し、又は免除しなければならない。 2 前項の町長が定める基準は、公益上その他特別の理由により必要があると認められるものでなければならない。			
5 総合スポーツセンターの利用料の減免	三朝町総合スポーツセンターの設置及び管理に関する条例	第12条	申請のあった日から7日以内	企画観光課		(利用料の減免) 第12条 指定管理者は、あらかじめ町長が定める基準に従い、利用料を減額し、又は免除しなければならない。			